

当会と関東ブロック 1 都 8 県は 「関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の 被災者への提供に関する協定」を締結いたしました！

2017年3月27日、当会と関東ブロック 1 都 8 県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県）は「関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」を締結いたしました。これにより当会は全国 40 都道府県と協定締結となりました。

首都直下地震等の大規模広域災害発生時には、被災者が他の都県へ避難する可能性があることから、避難先において被災者への民間賃貸住宅の提供を円滑に進めることができるよう、1 都 8 県で協定を締結いたしました。当会は引き続き、災害時における被災者支援活動の強化に全力で取り組んで参ります。

関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県（以下「都県」という。）と、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益社団法人東京共同住宅協会（以下「関係団体」という。）は、大規模広域災害（二以上の都道府県の区域にわたり被害が発生し、又は一の都道府県の区域において甚大な被害が発生し、広域的な対応が必要な災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、都県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、関係団体に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 都県は、大規模広域災害が発生し必要と認める場合、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（東京都にあっては、関係団体）に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請するとともに、他の都県に対し、被災者への応急借上げ住宅の提供を要請することができるものとする。

2 前項の他の都県からの要請を受けた東京都は、公益社団法人東京共同住宅協会に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請することができるものとする。

（協力）

第3条 関係団体は、前条の規定に基づく都県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、都県に可能な限り協力するものとする。

（都県の役割）

第4条 都県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 都県は、前項に掲げる業務の一部を、関係団体に委託することができる。

（関係団体の役割）

第5条 関係団体は、第3条に基づき都県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として都県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 都県からの委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

（個別協定との関係）

第6条 この協定は、都県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、関係団体と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項については、都県及び関係団体の協議の上定めるものとする。

（雑則）

第8条 第6条の個別協定を締結していない都県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる。

第9条 この協定は、平成29年 3月27日から適用する。

この協定を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 3月27日